

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第 4 号

平成26年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年3月19日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成26年3月26日(水) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成26年3月26日

○現在議員12名で次のとおり

1番	柏	木	惠	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成26年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成26年3月26日（水曜日）午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	柏	木	恵	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨	和 雄
副 管 理 者	北 村	新 司
副 管 理 者	小 坂	泰 久
会 計 管 理 者	入 江	勲
消 防 長	鈴 木	昭 三
次 長	今 井	定 男
総 務 課 長	豊 田	光 弘
予 防 課 長	高 橋	秀 樹
警 防 課 長	清 宮	光 雄
指 揮 指 令 課 長	山 本	稔
佐 倉 消 防 署 長	篠 田	啓 一
志 津 消 防 署 長	大 島	立 美
八 街 消 防 署 長	細 谷	定 夫
酒 々 井 消 防 署 長	岩 瀬	孝 行

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	鈴 木	薫
書 記	深 澤	則 広
書 記	岩 竹	雅 子

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時00分)

○議長（桐生政広） ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、平成26年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（桐生政広） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分についての報告がありました。

また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桐生政広） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号8番、湯浅祐徳議員、議席番号9番、福田守議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桐生政広） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（桐生政広） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者（蕨 和雄） 本日ここに、平成26年3月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚

く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、高齢層職員の昇給制度について原則昇給停止とするとともに、再任用職員に関する条文の整備を行おうとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（桐生政広） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 今井定男 登壇）

○次長（今井定男） 消防本部次長の今井定男でございます。

提案理由の細部説明をさせていただきます。

議案第1号、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成24年8月8日付けの人事院勧告及び同年10月12日付けの千葉県人事委員会勧告を踏まえ、職員給与に係る高齢層職員の昇給制度について、国及び千葉県に準じた改正を行うとともに、再任用制度における運用に係る条文の整備を行おうとするものでございます。

高齢層職員の昇給制度につきまして、55歳を超える職員の昇給につきましては、現在標準職員は毎年2号給昇給していますが、これを原則昇給停止とし、経過措置により当分の間1号給の昇給といたそうとするものでございます。

次に、再任用制度における運用に係る条文関係では、短時間勤務職員の所定勤務時間までの時間外勤務手当の支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を規定するとともに、扶養手当及び住戸手当、並びに1.5%の給与抑制措置については適応除外といたそうとするものでございます。

以上で提案理由の細部説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第1号、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桐生政広) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(桐生政広) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(桐生政広) 以上をもちまして、平成26年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後 3時08分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 桐 生 政 広

署名議員 湯 淺 祐 徳

署名議員 福 田 守